

第3次防府市空家等対策計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年(2026年)4月

防 府 市

第1章 目的と位置づけ	p.2
1 計画の目的	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
4 計画区域	
5 対象とする空き家の種類	
6 計画と持続可能な開発目標（SDGs）との関係	
第2章 現状と課題	p.6
1 空き家実態調査の結果	
2 意向調査の結果	
3 第2次計画の取組内容	
4 空き家対策における課題の整理	
第3章 基本的な方針	p.20
1 基本的な方針	
第4章 具体的な施策	p.21
1 啓発	
2 状況の把握	
3 相談窓口	
4 適切な管理	
5 管理不全空家等への対処	
6 除却	
7 関係法令との連携	
8 特定空家等への対処	
9 地域づくり	
10 利活用の促進	
第5章 計画の推進及び評価	p.29
1 目標値の設定	
2 実施体制	
3 計画の進捗管理	
参考資料	p.34
1 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十七号)	
2 空家等対策の推進に関する条例（令和六年防府市条例第三十三号）	

第1章 目的と位置づけ

1 計画の目的

全国的に使用目的のない空き家は増加し続けており、除却等の促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の活用や適切な管理を総合的に強化する必要があることから、国は、令和5年6月に空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）の一部を改正しました。

こうした中、本市では、空き家の現況を把握するため、令和6年度に空き家実態調査を実施したところ、空き家の総数は増加しており、特に比較的状态の良い空き家が増えました。

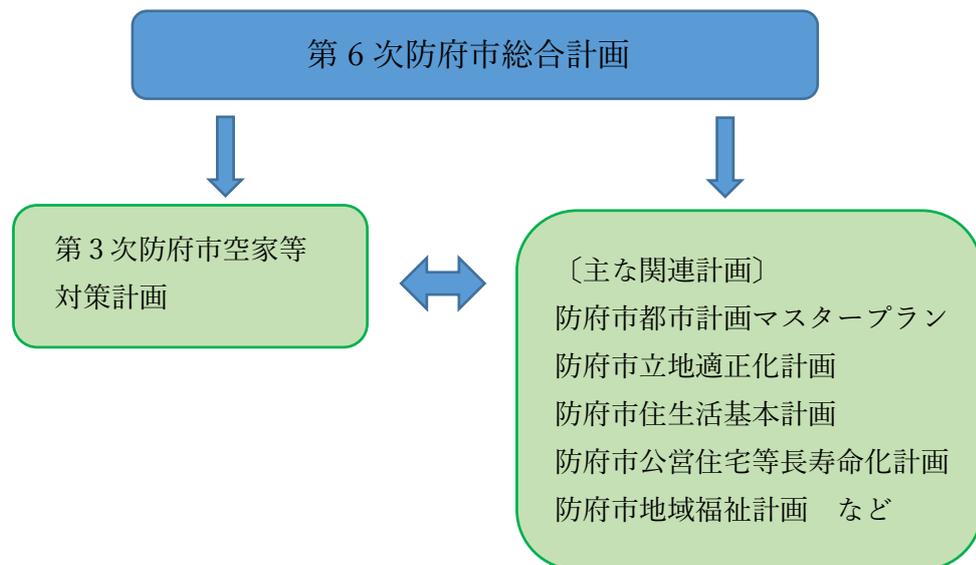
こうした調査結果を踏まえ、これまでの空き家対策の成果や課題、さらには空家法の一部改正も反映させ、「第3次空家等対策計画」を策定することとしました。

本計画は、本市がこれまで取り組んできた空き家対策を見直し、さらに実効性のあるものとするにより、空き家対策を一層推進することを目的としています。

2 計画の位置づけ

本計画は、空家法第7条に基づく法定計画であり、市の最上位計画である「第6次防府市総合計画」に即します。

また、「防府市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）」や「防府市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）」、「防府市住生活基本計画」、「防府市公営住宅等長寿命化計画」、「防府市地域福祉計画」などの関連計画との整合性を図るものとします。



3 計画期間

本計画は、令和8年4月から令和13年3月までの5年間を計画期間とします。

4 計画区域

空き家実態調査の結果、空き家は市内に広く分布しているため、本計画の対象区域は、防府市内全域とします。

5 対象とする空き家の種類

本計画の対象とする空き家は、空家法第2条第1項に定める空家等とします。

さらに、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態などがあると認められる空家等を「特定空家等」、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある空家等を「管理不全空家等」と定義しています。

ただし、空き家対策の啓発、空き家の適切な管理及び利活用については、空き家に該当しない住宅も対象とします。

○「空家等」とは【空家法第2条第1項】

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態（概ね1年以上）であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

※「居住その他の使用がなされていないことが常態である」とは、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（平成27年2月26日付け総務省・国土交通省告示第1号）」において、「おおむね年間を通して建築物等の使用実績がないこと」とされている。

※倉庫として使用していたり、盆や暮れなどに利用する場合は空家等に該当しません。

※長屋や共同住宅については、当該住宅内の全ての住戸が空き家でない場合は空家等に該当しません。

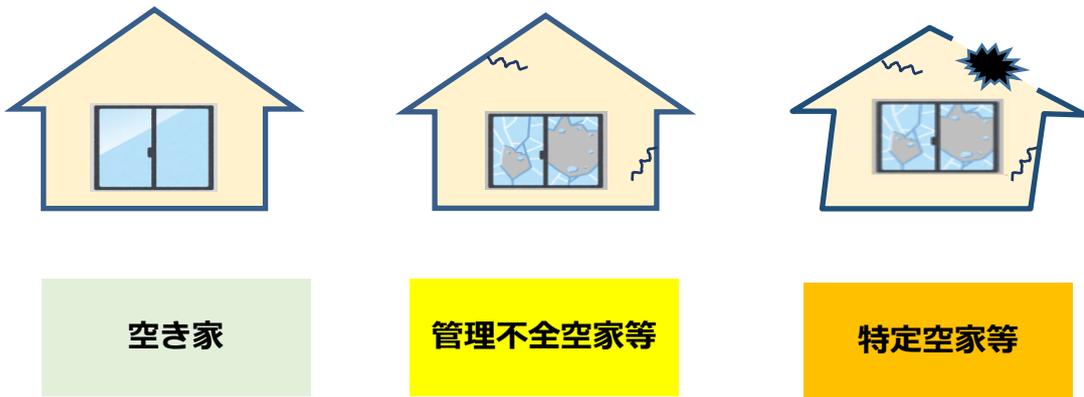
○「管理不全空家等」とは【空家法第13条第1項】

空家等が適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある空家等

○「特定空家等」とは【空家法第2条第2項】

以下の状態にあると認められる空家等をいう。

- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保管上危険となるおそれのある状態
- ・そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態



6 計画と持続可能な開発目標 (SDGs) との関係



本計画の推進が国の進める SDGs の達成に向けた取り組みに繋がります。本計画に関係が深い取り組みとして

11: 「住み続けられるまちづくりを」、

12: 「つくる責任 つかう責任」、

17: 「パートナーシップで目標を達成しよう」が挙げられます。



第2章 現状と課題

1 空き家実態調査の結果

実施時期：令和6年度

対象：防府市全域を対象に、次の建物及びその敷地等

- ① 前回調査（令和元年度）で空き家と判定したもの（2,372件）
- ② ①以外のもので、前々回調査（平成27年度）で空き家と判定したもの
- ③ 前回調査以降に市が相談窓口等で新たに把握したもの
- ④ ①～③以外のもので、今回調査中に新たに空き家の可能性があるとして判定したもの

調査方法：空き家実態調査員が、敷地外（公道等）から外観目視により調査

（1）空き家の状況

空き家と思われる建物の戸数は、令和元年度の2,372戸から令和6年度の2,587戸へと、215戸増加しています。

	令和元年度		令和6年度		増減 (戸)	増加率 (倍)
	(戸)	(%)	(戸)	(%)		
松崎	358	15.1	263	10.2	△95	0.73
佐波	231	9.7	252	9.7	21	1.09
勝間	111	4.7	95	3.7	△16	0.86
華浦	137	5.8	148	5.7	11	1.08
新田	129	5.4	129	5.0	0	1.00
中関	175	7.4	193	7.5	18	1.10
西浦	90	3.8	96	3.7	6	1.07
牟礼	248	10.5	300	11.6	52	1.21
華城	201	8.5	171	6.6	△30	0.85
右田	127	5.4	166	6.4	39	1.31
玉祖	105	4.4	137	5.3	32	1.30
富海	89	3.8	124	4.8	35	1.39
大道	102	4.3	145	5.6	43	1.42
向島	92	3.9	153	5.9	61	1.66
小野	98	4.1	133	5.1	35	1.36
野島	79	3.3	82	3.2	3	1.04
計	2,372	100.1	2,587	100.0	215	1.09

※表中の令和元年度各地域の割合は小数点第2位で四捨五入しているため、合計100%にならない

(2) 危険度別空き家の状況

危険度別の状況では、建物の老朽度・危険度のランクのうち危険度が低いとみられる A の戸数は、令和元年度の 1,431 戸から令和 6 年度の 2,124 戸へと増加しています。一方で、危険度が高いとみられる D の戸数も令和元年度の 36 戸から令和 6 年度の 48 戸へと増加しています。

建物不良度の評価基準

評価	建物の状態	評点
A	再利用が可能	0～49 点
B	再利用が可能・老朽空き家 (※) に該当する可能性	50～99 点
C	危険空き家 (※) に該当する可能性	100～149 点
D	危険空き家 (※) に該当する可能性 (緊急度が高い)	150 点以上

※ 木造又は軽量鉄骨造の不良住宅については、防府市危険空き家等解体費補助金交付要綱において定める危険空き家又は老朽空き家に該当となる可能性がある

※ 評点は上記要綱において定める不良度の測定基準表に基づいており、外壁や柱、屋根などといった構造の腐朽又は破損具合等を項目ごとに評価した合計点数をいう

建物不良度のランク

(単位：戸)

	A	B	C	D	未判定	計
令和元年度(※)	1,431	704	65	36	136	2,372
令和 6 年度	2,124	315	54	48	46	2,587
増減	693	△389	△11	12	△90	215

※ 前回の調査をもとに 4 段階で評価

2 意向調査の結果

実施時期：令和6年度、令和7年度

対象：実態調査の結果、空き家の可能性があると判定された住宅等の所有者等から抽出

調査方法：調査票を郵送し、返信用封筒で郵送又はオンラインフォームで回答

配付：2,040件

(令和6年度中に所有者が判明したもののうち、法人所有のものや当該年度の解体費補助金申請者を除外)

回収：1,003件（郵送836件、オンラインフォーム167件）

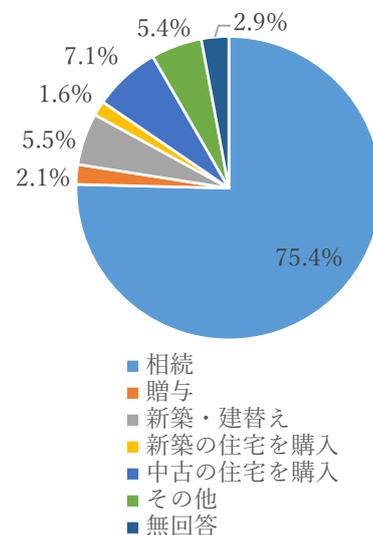
回収率：49.2%

○主な質問事項

(1) 空き家をどのように取得したか

回答者1,003名のうち、空き家を所有していると回答した760名に取得理由を尋ねたところ、「相続」が75.4%を占めた。

	(合計=760)
1 相続	573
2 贈与	16
3 新築・建替え	42
4 新築の住宅を購入	12
5 中古の住宅を購入	54
6 その他	41
無回答	22

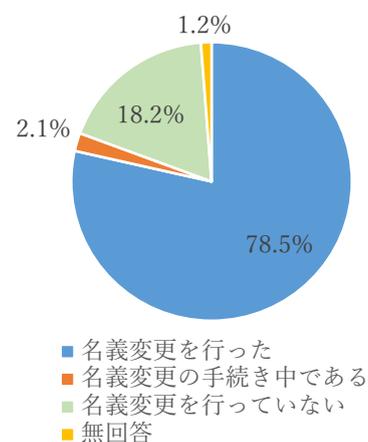


(2) 相続による登記の名義変更を行ったか

相続により空き家を取得したと回答した 573 名のうち、「名義変更を行った」(78.5%) が最も多く、次いで「名義変更を行っていない」(18.2%) の順が多い。

(合計=573)

1 名義変更を行った	450
2 名義変更の手続き中である	12
3 名義変更を行っていない	104
無回答	7

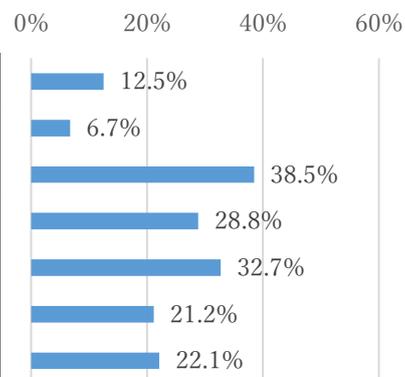


(3) 登記の名義変更を行わない理由 (複数回答)

名義変更を行っていないと回答した 104 名のうち、名義変更を行わない理由は、「手続きに費用がかかるため」(38.5%) が最も多く、次いで「手続きの方法がわからないため」(32.7%) の順が多い。

(複数回答 合計=169、162.5%)

1 遺産分割協議がまとまらないため	13
2 病気等で判断が困難な方がいるため	7
3 手続きに費用がかかるため	40
4 手続きが面倒なため	30
5 手続きの方法がわからないため	34
6 不動産に価値がないため	22
7 その他	23

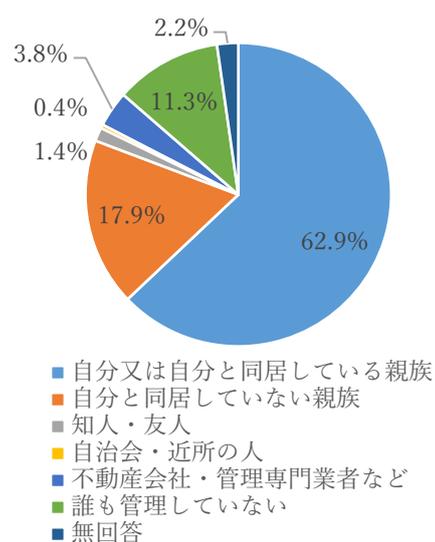


(4) 空き家を主に管理している人

空き家を所有していると回答した 760 名のうち、「自分又は自分と同居している親族」(62.9%) が最も多く、次いで「自分と同居していない親族」(17.9%) の順が多い。

(合計=760)

1 自分又は自分と同居している親族	478
2 自分と同居していない親族	136
3 知人・友人	11
4 自治会・近所の人	3
5 不動産会社・管理専門業者など	29
6 誰も管理していない	86
無回答	17

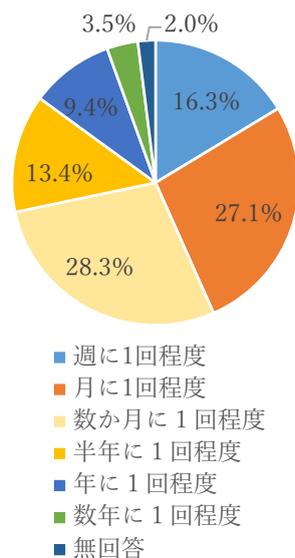


(5) 空き家の管理の頻度

(4) で 1~5 と回答した 657 名のうち、「数か月に 1 回程度」(28.3%) が最も多く、次いで「月に 1 回程度」(27.1%) の順が多い。

(合計=657)

1 週に 1 回程度	107
2 月に 1 回程度	178
3 数か月に 1 回程度	186
4 半年に 1 回程度	88
5 年に 1 回程度	62
6 数年に 1 回程度	23
無回答	13



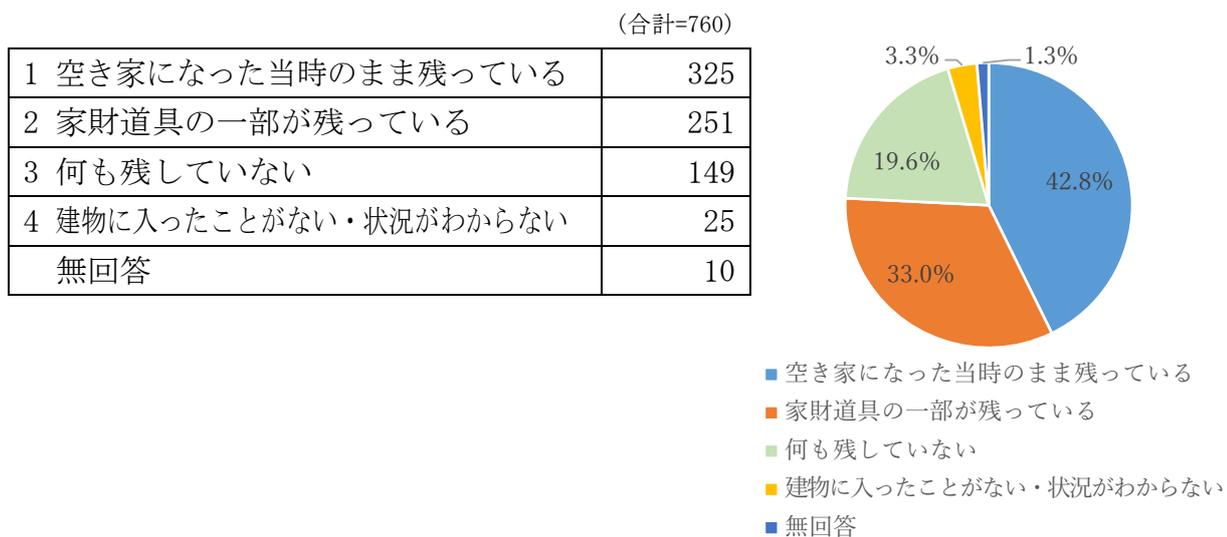
(6) 空き家の管理について困っていること（複数回答）

空き家を所有していると回答した 760 名のうち、「管理の作業が大変」（40.1%）が最も多く、次いで「遠方に住んでいるので管理が困難」（32.5%）の順が多い。



(7) 家財道具について

空き家を所有していると回答した 760 名のうち、「空き家になった当時のまま残っている」（42.8%）が最も多く、次いで「家財道具の一部が残っている」（33.0%）の順が多い。

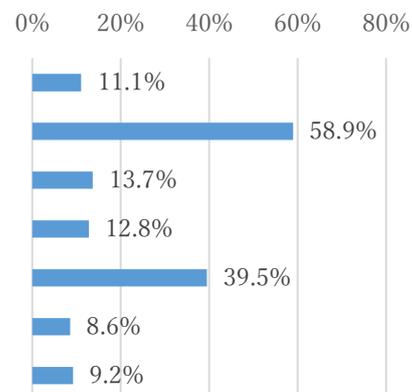


(8) 今後の建物の利活用（複数回答）

空き家を所有していると回答した 760 名のうち、「売りたい」(58.9%) が最も多く、次いで「解体したい」(39.5%) の順が多い。

(複数回答 合計=1168、153.7%)

1 将来、自分又は親族が居住等する	84
2 売りたい	448
3 寄付・贈与したい	104
4 貸したい	97
5 解体したい	300
6 利活用したくない又はできない	65
7 その他	70

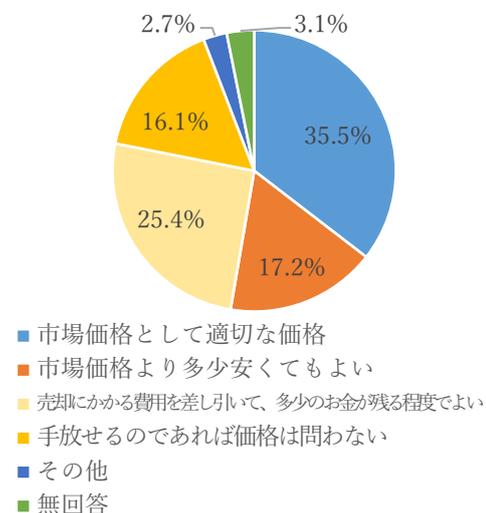


(9) 売却価格について

(8) で 2「売りたい」と回答した 448 名のうち、「市場価格として適切な価格」(35.5%) が最も多く、次いで「売却にかかる費用を差し引いて、多少のお金が残る程度でよい」(25.4%) の順が多い。

(合計=448)

1 市場価格として適切な価格	159
2 市場価格より多少安くてもよい	77
3 売却にかかる費用を差し引いて、多少のお金が残る程度でよい	114
4 手放せるのであれば価格は問わない	72
5 その他	12
無回答	14

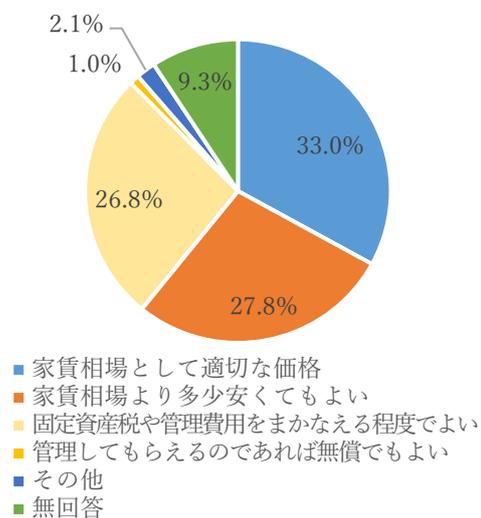


(10) 賃貸について

(8) で4「貸したい」と回答した97名のうち、「家賃相場として適切な価格」(33.0%)が最も多く、次いで「家賃相場より多少安くてもよい」(27.8%)の順が多い。

(合計=97)

1 家賃相場として適切な価格	32
2 家賃相場より多少安くてもよい	27
3 固定資産税や管理費用をまかなえる程度でよい	26
4 管理してもらえるのであれば無償でもよい	1
5 その他	2
無回答	9

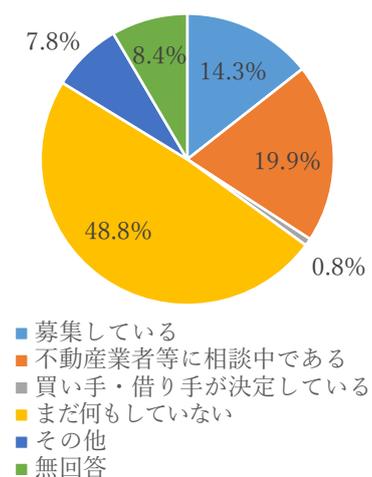


(11) 買い手・借り手の募集について

(8) で2「売りたい」もしくは4「貸したい」と回答した488名のうち「まだ何もしていない」(48.8%)が最も多く、次いで「不動産業者等に相談中である」(19.9%)の順が多い。

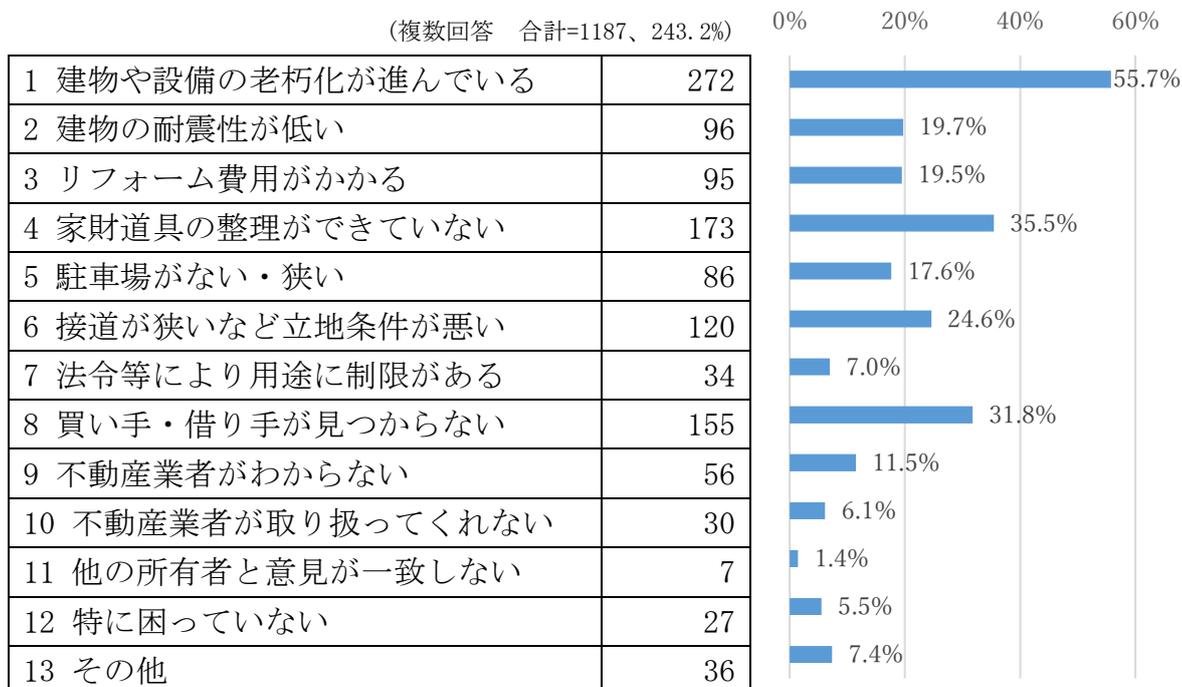
(合計=488)

1 募集している	70
2 不動産業者等に相談中である	97
3 買い手・借り手が決定している	4
4 まだ何もしていない	238
5 その他	38
無回答	41



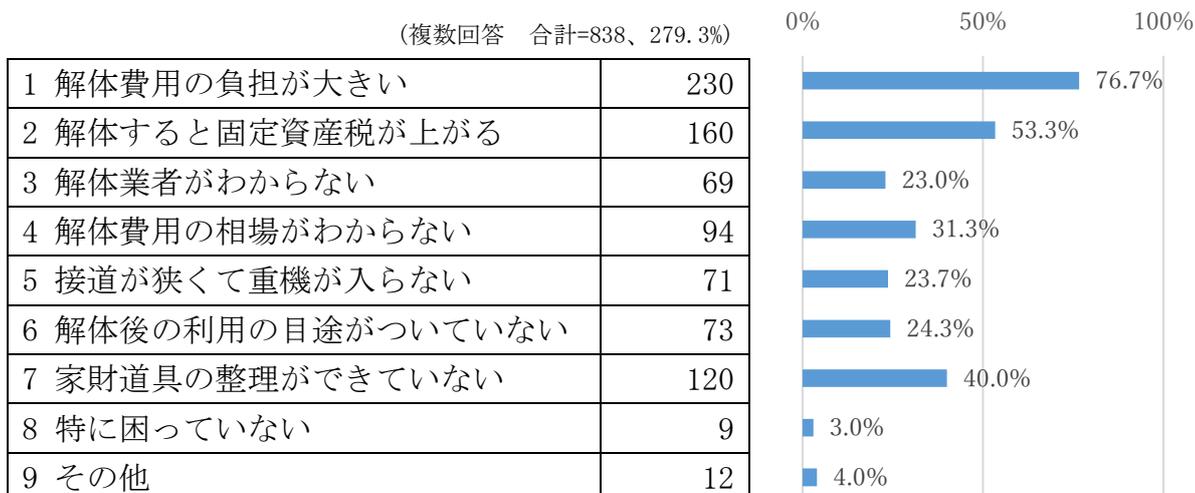
(12) 建物の売却・賃貸について困っていること（複数回答）

(8) で2「売りたい」もしくは4「貸したい」と回答した488名のうち「建物や設備の老朽化が進んでいる」(55.7%)が最も多く、次いで「家財道具の整理ができていない」(35.5%)の順が多い。



(13) 解体について困っていること（複数回答）

(8) で5「解体したい」と回答した300名のうち「解体費用の負担が大きい」(76.7%)が最も多く、次いで「解体すると固定資産税が上がる」(53.3%)の順が多い。



3 第2次計画の取組内容

第2次計画の計画期間における主な実績は、以下のとおりです。

(1) 啓発

- ① マイエンディングノートの作成、配布
- ② 固定資産税納税通知書（約 47,000 部）へ啓発文書を同封

(2) 状況の把握

① 実態調査

令和6年度に実施 「空き家の可能性がある」 2,587 件

② 意向調査

①の実態調査で空き家の可能性があるとされたものについて所有者にアンケートを郵送 発送数 2,040 件 うち回収 1,003 件（回収率 49.2%）

(3) 相談窓口

① 空き家無料相談

宅建協会防府支部との協定に基づく空き家無料相談を毎月1回開催

実施状況	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度 (2月末現在)
開催回数	11 回	12 回	12 回	12 回	11 回
相談者数	28 人	31 人	20 人	26 人	16 人

② 空き家セミナー

県との共催で、司法書士会や宅建協会等から講師を迎え、空き家セミナーを開催

※開催費用は県が負担

実施状況	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度 (2月末現在)
参加者数	4 名	7 名	約 50 名	①13 名 ②20 名	①27 名 ②11 名 ③41 名
内容	相談会	相談会	セミナー	セミナー	セミナー
講師等	司法書士、 宅建士	司法書士、 宅建士	司法書士、 宅建士	①弁護士、司法書 士、税理士 ②宅建士、建築士	①土地家屋調査士、司法書士 ②宅建士、建築士 ③弁護士、ファイナンシャル プランナー

③ 空家等管理活用支援法人

令和5年の空家法改正により創設された制度であり、令和6年3月に1法人を指定し、市単独では解決困難な相談を引き継いでいる。

(4) 適切な管理

所有者等への指導や助言の実施

近隣から相談のあった空き家について、その都度、所有者を調査したうえで、相談内容により庁内各部署と連携し、適正管理について助言を実施。

(5) 管理不全空き家等への対処

令和5年の空き家法改正により創設された制度であり、そのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなる恐れのある状態にあると認められる空き家等について、「防府市管理不全空き家等の認定及び措置基準」により認定、指導を行っている。

(6) 除却

解体補助制度による除却の促進

(利用件数)

制度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
危険空き家	13 件	17 件	14 件	18 件	11 件
老朽空き家	15 件	21 件	19 件	20 件	14 件

(7) 関係法令との連携

財産管理制度の活用

相続放棄により所有者がいなくなった空き家や、所有者が不明な空き家について財産管理制度を活用。

(申立件数)

種別	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度 (2 月末現在)
相続財産清算人 (管理人)	3 件	2 件	1 件	—
所有者不明土地建物管理人	—	1 件	—	—
経過	選任取消 1 件 売却完了 1 件 継続 1 件	売却完了 2 件 継続 1 件	売却完了 1 件	

(8) 特定空き家等への対処

特定空き家等の認定、措置、代執行、緊急時の措置

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空き家を特定空き家等に認定し、自主的な管理について所有者に指導。

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度 (2 月末現在)
新規 (継続)	0(1) 件	0(1) 件	2(3) 件	0(2) 件	0(2) 件

(9) 地域づくり

空き家対策防府モデル事業

空き家の解体と狭隘道路の拡幅を一体で行うことにより、空き家を含めた土地の有効利用を図る事業。

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度 (2月末現在)
相談件数	4 件 (相談 3、事前協議 1)	7 件 (相談のみ)	2 件	4 件 (相談 3、事前協議 1)
申請件数	—	—	1 件	1 件
認定件数	—	—	1 件	1 件

(10) 利活用の促進

①空き家バンク

防府市空き家バンクに登録された物件を「全国版空き家・空き地バンク」に掲載して購入者等を募り、空き家の利活用を促進。

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度 (2月末現在)
登録物件数	26 件	18 件	10 件	11 件	13 件
成約物件数	17 件	7 件	14 件	5 件	7 件

②利活用補助金制度

空き家バンク登録物件の購入者、空き家を賃貸物件とする所有者を対象に、リフォーム費用の一部を補助。

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度 (2月末現在)
利用実績	5 件	—	1 件	2 件	2 件

③宅建業者と連携した流通診断

山口県宅建協会防府支部、全日本不動産協会山口県本部との協定に基づき、所有者の申請により空き家の流通診断を実施。

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度 (2月末現在)
利用実績	—	2 件	6 件	26 件	10 件

4 空き家対策における課題の整理

前項までの現状から、以下の通り課題を整理します。

※【 】内の数字は、現状（P6～P14）の項目の番号を示しています。

○課題1 空き家対策についての意識啓発

現 状
○適切に管理されている空き家が大半を占める一方で、管理がされていない又は管理の頻度が年に1回以下の空き家がある【2(4)(5)】
○相続による登記の名義変更を行っていない場合、費用負担や手続きの方法がわからないことを理由に挙げる割合が高い【2(2)(3)】
〈影響・問題点〉
○空き家が増加し、適切な対策がなされずに放置されれば、周囲に悪影響を及ぼすことになる
また、相続登記されないことにより、将来的に所有者不明の空き家となる恐れがある

課 題
空き家問題は相続を契機として発生することが多い。空き家になる前からの意識啓発が必要。

○課題2 空き家の除却や適切な管理の促進

現 状
○再利用が可能な空き家が増加している【1(2)】
○管理の作業が大変、遠方に住んでいるなどの理由により、空き家の管理ができない人が多い【2(6)】
○空き家の解体費用などの経済的な負担が大きい【2(13)】
○空き家に家財道具を残している割合が高い【2(7)】
〈影響・問題点〉
○現在は危険度の低い空き家が多い状態だが、所有者が管理を負担と感じている割合が高く、放置されると危険な空き家が増加する恐れがある

課 題

空き家の中には長期化するものも多く、継続的な状態の把握や、危険な空き家の除却を促進するための支援の継続のほか、新たな支援の検討が求められる。

○課題3 空き家や空き家の跡地の利活用の促進

現 状

- 売却や解体を検討している割合が高い【2(8)】
 - 売却や賃貸を考えているが、建物や設備の老朽化が進んでいたり、家財の整理ができていない、また買い手・借り手が見つからない割合が高い【2(12)】
 - 売却や賃貸を考えている人は、市場価格として適切な価格を望む人が最も多い一方で、「多少安価でも良い」など、金額よりも活用や手放すことを望む人も多い【2(8)(9)(10)】
- 〈影響・問題点〉
- 売却や解体などを検討している所有者が多いが、買い手が見つからないなどの理由により放置され、危険な空き家になっていくことが懸念される

課 題

空き家所有者のニーズに応じた、空き家の流通・利活用促進が求められる

○課題4 空き家に関する相談環境の整備

現 状

- 相続に伴う登記の名義変更について、手続き費用がかかることや手続き方法が分からないことを理由に手続きを行っていない人が多い【2(2)(3)】
 - 売却や賃貸を考えているが、買い手、借り手の募集にまでは至っていない割合が高い【2(11)】
- 〈影響・問題点〉
- 空き家の相続や売買、賃貸が進まずに、空き家が放置されてしまう

課 題

多岐にわたる相談に迅速に対応するため、専門家と連携した相談体制づくりが求められる。

また、様々な相談機会を設けることが必要。

第3章 基本的な方針

1 基本的な方針

基本的な方針1 空き家の発生子防と適切な管理

空き家になる前からの意識啓発のため、必要な対策を講じます。

また、空き家の状態の継続的な把握のため調査を行い、空き家に関する情報を蓄積し、空き家対策の推進に活用します。

さらに、多岐にわたる相談内容に対応するため、相談の機会を拡充します。

基本的な方針2 危険な空き家の除却

空き家が長期間放置され危険な状態になることを防ぐため、早期の除却を促進する支援や対策を講じます。

また、解体費用の補助や啓発により、周囲に悪影響を及ぼす危険な空き家の解体を促進します。

基本的な方針3 空き家を活用した地域づくり

空き家や空き家跡地の活用を促進することで、地域コミュニティの維持向上を目指します。

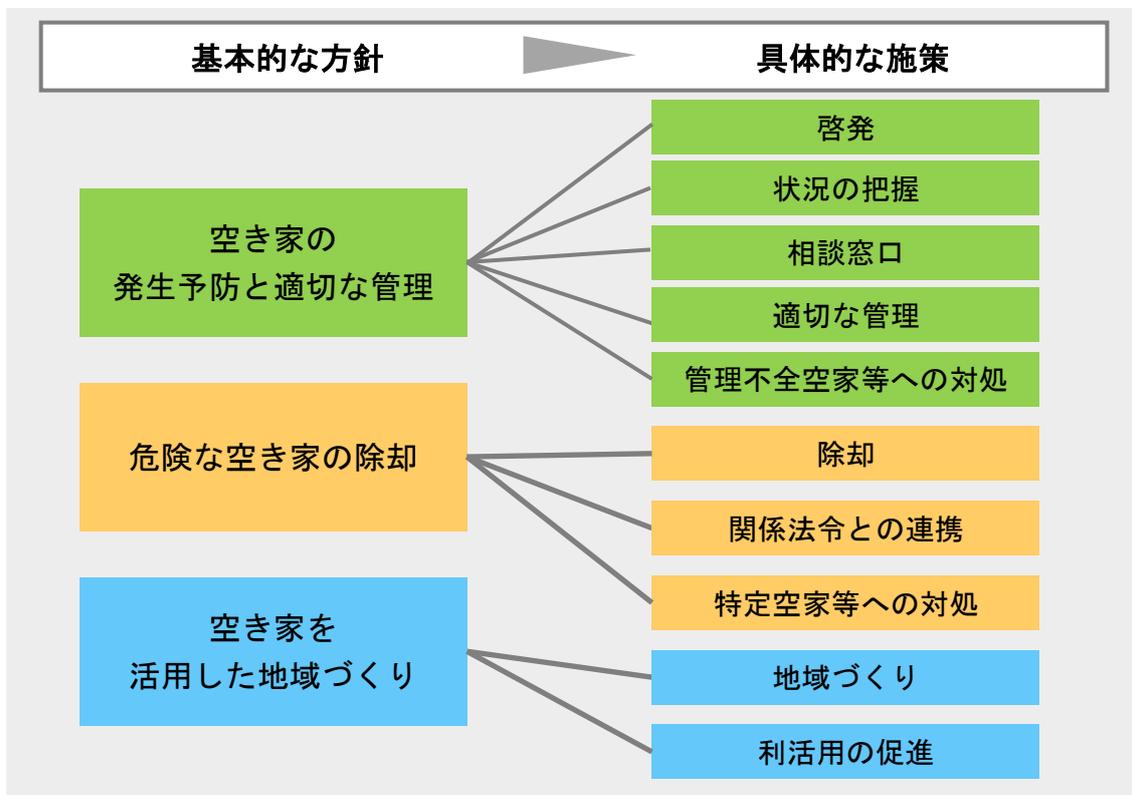
また、空き家の流通を促進することで地域の安全・安心や居住環境の向上に資する取組を推進します。

第4章 具体的な施策

<空き家の状態に応じた主な施策の分類>

状態	低 ← 危険度 → 高 			
	空き家になる前	空き家	管理不全空家等	特定空家等
施策の分類	啓発			
	状況の把握			
	相談窓口			
	適切な管理			
	除却			
	関係法令との連携			
	管理不全空家等への対処			特定空家等への対処
	地域づくり			
		利活用の促進		

<施策の体系>



1 啓発

<取組方針>

新たな空き家の発生や、既存の空き家が管理不全な状態になることを防ぐため、空き家対策や空き家の相談窓口等について、様々な媒体を活用し、意識の啓発を図ります。

(1) 市広報や市ホームページなどを利用した情報発信

空き家の適切な管理の促進や市の相談窓口等の周知のため、市広報や市ホームページ、メールサービス、窓口でのチラシやパンフレットの配布、固定資産税納税通知書への啓発文書の同封などの情報発信を行います。

また、空き家発生予防の観点から、啓発対象の拡大を検討します。

(2) 相続に関する啓発

相談窓口や空き家セミナー、空き家無料相談を通じて、空き家の所有者等に相続に関する啓発を行います。また、将来の相続登記や建物の管理などについて啓発するため、福祉担当部署と連携し、高齢者世帯等に対しエンディングノートの活用を促進します。

2 状況の把握

<取組方針>

空き家の状況を継続的に調査し、データベースで一元的に管理します。また、所有者等の意向調査を行い、調査結果を分析することで、空き家対策に役立てます。

(1) 空き家の継続的な調査の実施

空き家の所在やその状態を継続的に確認して状況の変化を把握し、確認した情報はデータベースで管理し、本市の空き家対策を講じる基本情報とします。

(2) 所有者への意向調査の実施

固定資産税納税義務者を対象に空き家の管理状況や今後の利活用等の予定、将来空き家になった場合の利活用などアンケート調査を実施し、ニーズに応じた施策を検討するための基礎資料とします。

(3) 市民等からの情報提供

市民や自治会、民生委員等からの空き家に関する情報提供を随時受け付けます。

(4) 法や条例に基づく立入調査等の実施

空家法や防府市空家等対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、必要に応じて立入調査等を実施します。

(5) 空き家データベースの整備及び庁内の情報共有

空き家の情報を、閲覧制限等を設けた上で庁内関係課と共有しているデータベースに反映することで、空き家対策に活用します。

3 相談窓口

<取組方針>

空き家に関する様々な相談を空き家総合窓口で一元的に受け付け、関係部署と連携して対応します。また、専門家による無料相談の実施など、空き家に関する様々な相談に対応する体制を推進します。

(1) 空き家総合窓口の設置及び庁内連携体制の強化

空き家に起因する問題は、環境面、衛生面、火災リスク、道路の安全通行の阻害など多方面にわたるため、空き家に関する相談を空き家総合窓口で一元的に受け付け、内容を整理のうえ速やかに担当部署に引き継ぐことで、相談者の利便性向上と問題の早期解決を図ります。

(2) 専門家団体等による相談窓口の充実

相続や不動産の流通、法律判断が必要な内容など、市職員では対応が難しい専門的な相談に対しては、市や市社会福祉協議会が開設する無料法律相談や専門家団体の相談窓口の紹介、空家等管理活用支援法人への引き継ぎなど、専門家団体等との連携により対応します。

また、民間事業者等との連携を進めるとともに、連携する民間事業者等が開催する相談会や連絡先等をホームページ等で紹介し、様々な相談内容に対応するなど、相談しやすい環境づくりを進めます。

(3) 空き家に関するセミナー等の開催

山口県と連携し、専門家団体から派遣される講師による空き家対策セミナーを定期的に開催し、相続や空き家の利活用等の啓発を図るとともに、専門家による個別相談の機会を設けます。

また、実態調査、意向調査により把握した空き家所有者の多様なニーズに対応した内容で実施します。

(4) 空家等管理活用支援法人

空き家に関する相談のうち解決困難な案件について、空家等管理活用支援法人に引き継ぎ、各分野の専門家の連携した対応により問題の解決を図ります。

4 適切な管理

<取組方針>

空き家の適切な管理を促す取組を推進するとともに、周囲への悪影響を防止する取組を支援します。

(1) 所有者等への助言等

空き家は所有者等が第一義的な管理責任を有することを周知し、適切な管理を促します。管理不全な空き家については、所有者等への文書送付等により、空き家の現状を伝えるとともに適切な管理の実施について助言等を行います。

(2) 危険防止のための支援

自治会等が、管理不全な空き家が周囲に及ぼす悪影響を軽減させるための一時的な危険予防措置を実施する場合に、必要な資材等を支給して支援することで、地域と連携した空き家対策を進めます。

また、昭和56年5月31日以前に着工された住宅の無料耐震診断等を行うとともに、通学路沿いにある危険なブロック塀の撤去を支援します。

(3) 管理サービスを行う団体等との連携

空き家対策に関する協定を提携している（公社）防府市シルバー人材センターが提供する空き家管理事業サービス等を引き続き紹介することで、空き家の適切な管理を促進します。

5 管理不全空家等への対処

<取組方針>

そのまま放置すれば周囲に悪影響を及ぼす危険な状態になるおそれのある空き家に対し、防府市管理不全空家等の認定及び措置基準により必要な対策を講じます。

(1) 認定

これまでに市が把握している空き家のうち、老朽化等により不良度が高く、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態の空家等について管理不全空家等に認定します。

(2) 措置

管理不全空家等に認定後は、空家法に基づく助言・指導を行い、所有者等による対応を促します。なお、改善が見られない場合は空家法に基づく措置（勧告）を講じます。

また、固定資産税及び都市計画税の賦課期日（毎年1月1日）時点で勧告が継続している場合は、翌年度の住宅用地の特例措置の対象から除外します（地方税法第349条の3の2）。

6 除却

<取組方針>

危険な空き家や、老朽化した空き家の解体を促進します。

(1) 空き家の解体促進

周囲に悪影響を及ぼす危険な空き家の解体を促すため、不良度に応じた補助率を設定した補助金制度により解体費用の一部を補助することで、空き家の解体を促進します。

また、住宅に付属する建築物の解体を促進します。

(2) 空き家解体後の固定資産税及び都市計画税の負担軽減

空き家の解体を促進するため、空き家解体後の住宅用地特例の適用除外に伴う固定資産税の増額を、一定期間負担軽減する制度を検討します。

7 関係法令との連携

<取組方針>

民法や建築基準法などの関連法令に基づく対応も検討し、必要な対策を行います。

(1) 関係法令による指導等

空き家の状況により、関係部署と連携し、建築基準法、道路法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、消防法、災害対策基本法などの関係法令の適用も検討し、必要な対策を講じます。

(2) 財産管理制度の活用

相続放棄等により所有者がいないために放置され、周囲に悪影響を及ぼしている空き家については、相続財産清算人や所有者不明土地・建物管理人の申立など、財産管理制度等を活用して問題の解決を図ります。

8 特定空家等への対処

<取組方針>

周囲に悪影響を及ぼす危険な空き家に対し、防府市特定空家等に関する認定及び措置基準により必要な対策を講じます。

(1) 認定

空き家実態調査や市民等からの情報提供等により把握した空き家のうち、老朽化が進み、周囲へ著しい悪影響を及ぼすおそれがある空き家や、衛生面や環境面、防火面などで問題がある空き家については必要に応じて立入調査等を実施し、認定基準に該当するものは、必要な手続きを経て特定空家等に認定します。

※ 特定空家等の認定

次のいずれかに該当し、かつ、周辺に及ぼす影響を勘案して総合的に判断します。

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

(2) 措置

特定空家等に認定後は、空家法に基づく助言・指導を行い、所有者等による対応を促します。改善が見られない空き家については、空き家の状況に応じて、空家法に基づく措置（助言・指導、勧告、命令）を講じ所有者等による自主的な改善を強く促します。

また、固定資産税及び都市計画税の賦課期日（毎年1月1日）時点で勧告が継続している場合は住宅用地特例の適用による減額措置の対象から除外します（地方税法第349条の3の2）。

(3) 代執行

所有者等に命令した場合において、その措置が履行されない場合や不十分な場合等には、期限を定め戒告をしますが、指定の期限までに義務の履行をしないときは、行政代執行法の規定により、市長は行政代執行を行うことができます（空家法第22条第9項）。

なお、必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、略式代執行を行うことができます（空家法第22条第10項）。

(4) 緊急時の措置

非常の場合又は危険切迫の場合において、命令の内容の実施について緊急の必要があり、戒告及び代執行令書による通知の手続をとるとまがないときは、その手続を経ないで代執行をすることができます（行政代執行法第3条第3項）。

また、空き家が危険な状態であり、人の生命、身体又は財産の被害を防止するための緊急的な措置が必要な場合で、空き家の所有者等が必要な措置を講じない場合や危険回避のための時間がないと認めるときは、条例の規定に基づき、所有者等の負担により必要な措置を講じる場合があります。

9 地域づくり

<取組方針>

空き家や空き地は、特にまちなかの狭あい道路沿いに見られることが多く、まちづくりの阻害要因になっています。そこで、まちなかの狭あい道路と空き家の一体的な解消を促進するほか、空き家や空き家跡地の活用を促進します。

(1) 居住環境の向上を目指した取組

まちなかの空き家と狭あい道路を一体的に解消することにより土地の有効活用を促進し、居住環境の向上を目指します。

(2) 地域づくりを目指した取組

空き家を解体した跡地について、地域が公共目的で活用する取組の支援を図ります。

10 利活用の促進

<取組方針>

空き家の利活用に資する取組への支援や、空き家バンクの利用促進により、状態の良い空き家の活用を促進します。また、利活用されている住宅に対する耐震改修補助制度等により住宅の質の向上に取り組みます。

(1) 公益的利活用の促進

地域が交流拠点や福祉施設等として空き家を利活用する取組に対して支援を図ります。

(2) 空き家バンクの活用

増加している状態の良い空き家の利活用を図るため、移住定住や農林漁業を管轄する部署と連携し、空き家バンクの活用による空き家の流通を促進します。

(3) 空き家の改修の促進

空き家の利活用を促進するため、空き家の改修費用の補助制度を継続実施します。

(4) 流通の促進

(一社) 山口県宅建協会防府支部や(公社) 全日本不動産協会山口県本部との連携協定に基づき、市場流通診断等を通じた空き家の不動産市場への流通促進を図ります。

また、低廉な空き家の流通促進やデジタル技術の活用を検討するほか、所有者の同意を得た空き家の所在地情報を公表して流通促進を図ります。

(5) 空き家の発生抑制を目的とした税法上の特例措置(譲渡所得の特別控除制度)

旧耐震基準以前の空き家を相続し譲渡した場合の税制措置の周知を市ホームページなどで行うとともに、申請対応を行うことで、相続により発生した空き家又は空き家跡地の不動産市場への流通を促進します。

第5章 計画の推進及び評価

1 目標値の設定

本計画における目標を設定し、その達成状況を評価することで本計画の改定等に活かすこととします。

目標指標1 無料相談、空き家セミナー、個別相談会参加者数

目標指標	現 状 (令和3～6年度平均)	目 標 (令和8～12年度平均)
無料相談、空き家セミナー、個別相談会参加者数	約50名	100名

目標指標2 解体費補助金による解体件数

目標指標	現 状 (令和3～6年度平均)	目 標 (令和8～12年度平均)
危険空き家等解体費補助金による解体件数	約34件	40件

目標指標3 地域づくりを目指した取組の活用件数

目標指標	現 状 (令和3～6年度平均)	目 標 (令和8～12年度平均)
地域づくりを目指した取組の活用件数	—	1件

2 実施体制

本計画の空き家等に関する対策を推進していくにあたり、本市では、専門家団体、地域、関係行政機関等による連携を推進するとともに、防府市空家等対策協議会及び防府市空家等対策庁内連携会議を設置し、様々な分野の関係者及び関係部署が密接に連携して対処することで、効果的に空き家対策を進めていきます。

(1) 防府市空家等対策協議会

本市における空き家等に関する施策の推進に必要な事項を検討、協議及び報告をするために構成された組織であり、建築、法務、不動産、建築、福祉のそれぞれ学識経験者や、地域住民、関係行政機関等、様々な分野の専門家によって構成されています。

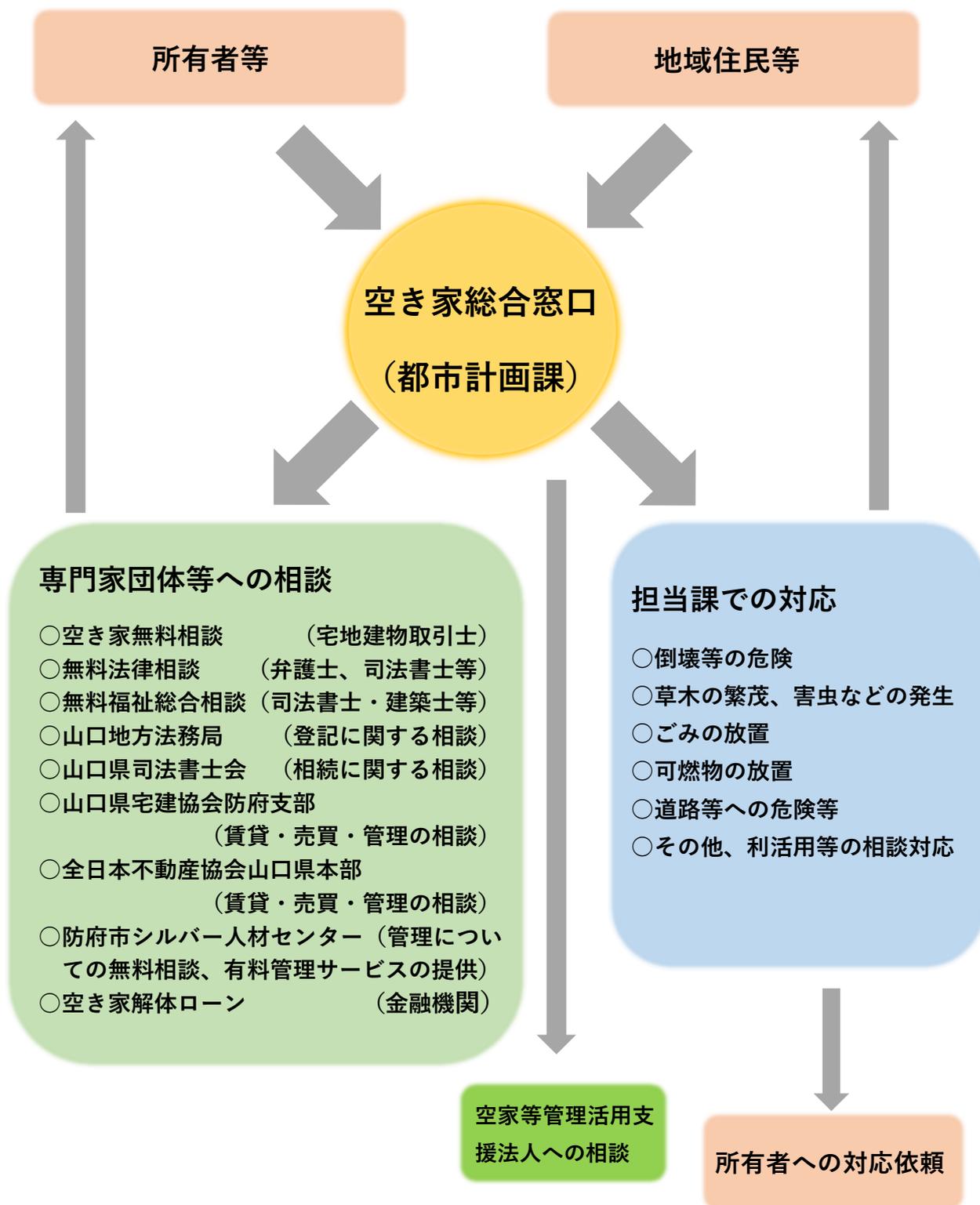
(2) 防府市空家等対策庁内連携会議

空家等の対策について、庁内の関係部局が連携して対応するために設置しています。

(3) 空き家相談等の庁内連携体制

市民等からの相談や情報提供は、空き家総合窓口（都市計画課）で一元的に受け付けます。相談等の内容に応じて、専門家団体等への紹介や庁内の担当課への引継ぎ等を速やかに行い、問題の解決につなげます。

【空き家相談等の対応体制】



(4) 専門家団体等の連携

総合的かつ計画的な空き家対策を推進することを目的として、専門家団体等との協定を締結しています。今後も新たな協定を締結するなど、専門家団体等との連携強化を図ります。

【協定】

協定締結団体名	協定の概要
公益社団法人 防府市シルバー人材センター	空き家管理サービスの提供に関する事
一般社団法人 山口県宅建協会防府支部	相談者への適正管理、利活用等の情報提供に関する事 相談者への専門事業者の情報提供に関する事 啓発チラシの配布、ポスターの掲示に関する事 市場流通診断の実施に関する事 講師、相談員の派遣に関する事 適正管理サービスの拡充に関する市との協議等に関する事
山口県司法書士会	市からの相談に関する事 啓発チラシの配布、ポスターの掲示に関する事 講師、相談員の派遣に関する事
公益財団法人 全日本不動産協会山口県本部	相談者への適正管理、利活用等の情報提供や助言に関する事 相談者への事業者等の情報提供に関する事 流通及び利活用等の提案に関する事 講師、相談員の派遣に関する事

【空家等管理活用支援法人】

指定団体	業務内容
一般社団法人管理権不明不動産 対策公共センター	所有者不明の空家等の管理・活用に関する相談 所有者不明の空家等に関する財産管理制度等の活用の支援 その他流通困難な空家等について、弁護士、土地家屋調査士、建築士、社会福祉士等が連携して対応する相談窓口の構築 空家等の管理・活用に関する普及啓発

3 計画の進捗管理

本計画を効果的に推進するため、施策の実施状況や空き家の状況を定期的に把握し、評価・検証を行い、継続的に改善を図っていきます。

また、計画の最終年度には、成果を検証し計画の見直しを行います。

参考資料

1 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十七号)

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。第十四条第二項において同じ。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(国の責務)

第三条 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(空家等の所有者等の責務)

第五条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本指針)

第六条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項
- 四 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第七条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置（第二十二条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項から第十一項までの規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 前項第五号に掲げる事項には、次に掲げる区域内の区域であって、当該区域内の空家

等の数及びその分布の状況、その活用の状況その他の状況からみて当該区域における経済的社会的活動の促進のために当該区域内の空家等及び空家等の跡地の活用が必要となると認められる区域（以下「空家等活用促進区域」という。）並びに当該空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るための指針（以下「空家等活用促進指針」という。）に関する事項を定めることができる。

- 一 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二条に規定する中心市街地
 - 二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第八号に規定する地域再生拠点
 - 三 地域再生法第五条第四項第十一号に規定する地域住宅団地再生区域
 - 四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第二条第二項に規定する重点区域
 - 五 前各号に掲げるもののほか、市町村における経済的社会的活動の拠点としての機能を有する区域として国土交通省令・総務省令で定める区域
- 4 空家等活用促進指針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項
 - 二 空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のために活用することが必要な空家等の種類及び当該空家等について誘導すべき用途（第十六条第一項及び第十八条において「誘導用途」という。）に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用を通じた経済的社会的活動の促進に関し必要な事項
- 5 空家等活用促進指針には、前項各号に掲げる事項のほか、特例適用建築物（空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この項及び第九項において同じ。）又は空家等の跡地に新築する建築物をいう。次項及び第十項において同じ。）について第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第二項（第一号に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定又は第十七条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十八条第一項から第十三項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第九項において同じ。）の規定のただし書の規定の適用を受けるための要件に関する事項を定めることができる。
- 6 前項の第十七条第一項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十三条第二項の規定の適用を受けるための要件（第九項及び第十七条第一項において「敷地特例適用要件」という。）は、特例適用建築物（その敷地が幅員一・八メートル以上四メートル未満の道（同法第四十三条第一項に規定する道路に該当するものを除く。）に二メートル以上接するものに限る。）について、避難及び通行の安全上支障がなく、かつ、空

家等活用促進区域内における経済的社会的活動の促進及び市街地の環境の整備改善に資するものとして国土交通省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

- 7 市町村は、第三項に規定する事項を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 8 市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を除く。）は、第三項に規定する事項を定める場合において、市街化調整区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十八条第一項において同じ。）の区域を含む空家等活用促進区域を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域の区域及び空家等活用促進指針に定める事項について、都道府県知事と協議をしなければならない。
- 9 市町村は、空家等活用促進指針に敷地特例適用要件に関する事項又は第五項の第十七条第二項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定のただし書の規定の適用を受けるための要件（以下「用途特例適用要件」という。）に関する事項を記載するとき、あらかじめ、当該事項について、当該空家等活用促進区域内の建築物について建築基準法第四十三条第二項第一号の規定による認定又は同法第四十八条第一項から第十三項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第十七条第二項において同じ。）の規定のただし書の規定による許可の権限を有する特定行政庁（同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下この項及び次項において同じ。）と協議をしなければならない。この場合において、用途特例適用要件に関する事項については、当該特定行政庁の同意を得なければならない。
- 10 前項の規定により用途特例適用要件に関する事項について協議を受けた特定行政庁は、特例適用建築物を用途特例適用要件に適合する用途に供することが空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のためにやむを得ないものであると認めるときは、同項の同意をすることができる。
- 11 空家等対策計画（第三項に規定する事項が定められたものに限る。第十六条第一項及び第十八条第一項において同じ。）は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 12 市町村は、空家等対策計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 13 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。
- 14 第七項から前項までの規定は、空家等対策計画の変更について準用する。
（協議会）

第八条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
（立入調査等）

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第二十二条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

（空家等に関するデータベースの整備等）

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下この条、次条及び第十五条において同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（所有者等による空家等の適切な管理の促進）

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

（適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置）

第十三条 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等（以下「管理不全空家等」という。）の所有者等に対し、基本指針（第六条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告をすることができる。

（空家等の管理に関する民法の特例）

第十四条 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

2 市町村長は、空家等（敷地を除く。）につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の八第一項の規定による命令の請求をすることができる。

3 市町村長は、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の九第一項又は第二百六十四条の十四第一項の規定による命令の請求をすることができる。

（空家等及び空家等の跡地の活用等）

第十五条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

（空家等の活用に関する計画作成市町村の要請等）

第十六条 空家等対策計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長は、空家等活用促進区域内の空家等（第七条第四項第二号に規定する空家等の種類に該当するものに限る。以下この条において同じ。）について、当該空家等活用促進区域内の経済的社会的活動の促進のために必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、当該空家等について空家等活用促進指針に定められた誘導用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができる。

2 計画作成市町村の長は、前項の規定による要請をした場合において、必要があると認めるときは、その要請を受けた空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する権利の処分についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（建築基準法の特例）

第十七条 空家等対策計画（敷地特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第六項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「利用者」とあるのは「利用者」と、「適合するもので」とあるのは「適合するもの又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第六項に規定する敷地特例適用要件に適合する同項に規定する特例適用建築物で」とする。

2 空家等対策計画（用途特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第五項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用については、同条第一項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、」と、「認め、」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第一項ただし書中「公益上やむを得ない」とあるのは「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第九項に規定する用途特例適用要件（以下この条において「特例適用要件」という。）に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第二項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「公益上やむを得ない」とあるのは「特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第十二項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

（空家等の活用の促進についての配慮）

第十八条 都道府県知事は、第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を

む。)の規定により公表された空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域(市街化調整区域に該当する区域に限る。)内の空家等に該当する建築物(都市計画法第四条第十項に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。)について、当該建築物を誘導用途に供するため同法第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の許可(いずれも当該建築物の用途の変更に係るものに限る。)を求められたときは、第七条第八項の協議の結果を踏まえ、当該建築物の誘導用途としての活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、国の行政機関の長又は都道府県知事は、同項に規定する空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域内の空家等について、当該空家等を誘導用途に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(地方住宅供給公社の業務の特例)

第十九条 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第二十一条に規定する業務のほか、空家等活用促進区域内において、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等の活用のために行う改修、当該改修後の空家等の賃貸その他の空家等の活用に関する業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行う場合における地方住宅供給公社法第四十九条の規定の適用については、同条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十七号)第十九条第一項に規定する業務」とする。

(独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務)

第二十条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)第十一条第一項に規定する業務のほか、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等活用促進区域内における空家等及び空家等の跡地の活用により地域における経済的社会的活動の促進を図るために必要な調査、調整及び技術の提供の業務を行うことができる。

(独立行政法人住宅金融支援機構の行う援助)

第二十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十三条第一項に規定する業務のほか、市町村又は第二十三条第一項に規定する空家等管理活用支援法人からの委託に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

第二十二条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害とな

るおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合において

は、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。

- 1 1 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第三項から第八項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。
- 1 2 前二項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。
- 1 3 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 1 4 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 1 5 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 1 6 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 1 7 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（空家等管理活用支援法人の指定）

第二十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。
- 3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（支援法人の業務）

第二十四条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- 二 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- 三 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
- 四 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

(監督等)

第二十五条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第二十三条第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

- 2 市町村長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報（以下この項及び次項において「所有者等関連情報」という。）の提供の求めがあったときは、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。
- 3 前項の場合において、市町村長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供するときには、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて本人（当該所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得なければならない。
- 4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

(支援法人による空家等対策計画の作成等の提案)

第二十七条 支援法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、市町村に対し、国土交通省令・総務省令で定めるところにより、空家等対策計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本指針に即して、当該提

案に係る空家等対策計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき空家等対策計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合において、空家等対策計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(市町村長への要請)

第二十八条 支援法人は、空家等、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、第十四条各項の規定による請求をするよう要請することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による要請があった場合において、必要があると認めるときは、第十四条各項の規定による請求をするものとする。

- 3 市町村長は、第一項の規定による要請があった場合において、第十四条各項の規定による請求をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした支援法人に通知するものとする。

第二十九条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第三十条 第二十二條第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第五〇号で、本文に係る部分は、平成二七年二月二六日から、ただし書に係る部分は、平成二七年五月二六日から施行)

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(令和五年政令第三三一号で令和五年一二月一三日から施行)

(経過措置)

第二条 地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法(以下この条において「新法」という。)第七条第八項及び第十八条第一項の規定の適用については、新法第七条第八項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

2 新法第二十二条第十項及び第十二項(同条第十項に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の日(以下この条及び附則第六条において「施行日」という。)以後に新法第二十二条第十項後段の規定による公告を行う場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の空家等対策の推進に関する特別措置法(次項において「旧法」という。)第十四条第十項後段の規定による公告を行った場合については、なお従前の例による。

3 新法第二十二条第十一項及び第十二項(同条第十一項に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同条第二項の規定による勧告を行う場合について適用し、施行日前に旧法第十四条第二項の規定による勧告を行った場合については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 空家等対策の推進に関する条例（令和六年防府市条例第三十三号）

防府市空家等の適正管理に関する条例（平成二十九年防府市条例第十五号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市の空家等に関する対策の推進に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「市民等」とは、市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（市の責務）

第三条 市は、空家等の発生を予防し、並びに適切な管理及び活用を促進するための施策を実施し、並びに空家等に関して必要な措置を講じなければならない。

（空家等の所有者等の責務）

第四条 空家等の所有者等は、自らの責任において空家等を適切に管理するとともに、その活用に努めなければならない。

（市民等の責務）

第五条 市民等は、空家等の発生の予防に努めるとともに、適切な管理が行われていない空家等があるときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

（相互協力）

第六条 市、空家等の所有者等及び市民等は、この条例の目的を達成するため、相互にその責務を理解し、協力するものとする。

（空家等対策計画）

第七条 市長は、法第七条第一項の規定に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画を定めるものとする。

（協議会）

第八条 法第八条第一項の規定による協議及び市長が必要と認める事項に関する協議を行うため、防府市空家等対策協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員十五人以内で組織し、委員（市長を除く。以下この条において同じ。）は、法第八条第二項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

- 5 協議会に会長を置き、会長は、協議会の会議を招集する。ただし、会長の任期満了後最初に行われる協議会の会議は、市長が招集するものとする。
- 6 協議会は、専門の事項に関する協議を行うため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

(外観調査)

第九条 市長は、法第九条第一項の定めるところにより、空家等の所在及び状況を把握するため、当該職員又はその委任した者に空家等の外観の調査を行わせることができる。

- 2 前項の規定により調査しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十条 市は、法第十一条の規定に基づき、空家等に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとする。

(公表)

第十一条 市長は、法第二十二条第三項の規定による命令をしたときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 市長が必要と認める場合にあつては、命令を受けた者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- 二 特定空家等の所在地
- 三 命令の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(緊急安全措置)

第十二条 市長は、管理不全空家等又は特定空家等の状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときは、当該所有者等の負担において、これを避けるために必要最小限の措置を自ら行い、又は当該職員若しくはその委任した者に行わせることができる。

- 2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該管理不全空家等又は特定空家等の所在地及び当該措置の内容を当該所有者等に通知しなければならない。ただし、当該所有者等を確知することができない場合にあつては、公告するものとする。

- 3 第一項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(軽微な措置)

第十三条 前条（第二項を除く。）の規定は、市長が適切な管理が行われていない空家等について、開放されている扉又は窓の閉鎖、支障物の移動、立入禁止のための措置その他の軽微な措置を講ずることにより地域における防災上、防犯上又は生活環境の保全

上の支障を除去し、又は軽減することができるものと認めるときについて準用する。

(協力要請)

第十四条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する消防長又は警察署長に第十二条又は法第九条若しくは第二十二条の規定により市長が行う措置に関する情報を提供し、協力を要請することができる。

(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、改正前の防府市空家等の適正管理に関する条例(以下「旧条例」という。)第六条の規定により策定されている空家等対策計画は、改正後の防府市空家等対策の推進に関する条例(以下「新条例」という。)第七条の規定により策定された空家等対策計画とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第七条第一項の規定により置かれている防府市空家等対策協議会(次項において「旧協議会」という。)は、新条例第八条第一項の規定により置かれる防府市空家等対策協議会(次項において「新協議会」という。)となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧協議会の委員である者は、この条例の施行の日、新条例第八条第二項の規定により、新協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における旧協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

5 この条例の施行前に、旧条例第二十条第一項の規定による応急措置を受けたものは、新条例第十二条第一項の規定による緊急安全措置を受けたものとみなす。

第3次防府市空家等対策計画
令和8年（2026年）4月

防府市 土木都市建設部 都市計画課
〒747-8501 防府市寿町7番1号
電話（0835）25-2238
FAX（0835）25-2218